



島根県報

平成30年7月27日（金）

第3,026号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

| | | |
|--|----------|---|
| 介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定 | （高齢者福祉課） | 2 |
| 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定自立支援医療機関の指定の更新 | （障がい福祉課） | 2 |
| 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定自立支援医療機関の指定 | （　　　　　） | 2 |
| 農地を利用する権利の設定に関する裁定 | （農業経営課） | 3 |
| 土地改良区の役員の就任及び退任の届出 | （農村整備課） | 3 |
| 県営土地改良事業計画の決定 | （　　　　　） | 5 |
| 漁業災害補償法の規定による同意（2件） | （水産課） | 5 |
| 地籍調査の成果の認証 | （用地対策課） | 6 |
| 急傾斜地崩壊危険区域の指定 | （砂防課） | 6 |

【公 告】

| | | |
|-------------------|---------|---|
| 開発行為に関する工事の完了（3件） | （都市計画課） | 6 |
|-------------------|---------|---|

【特定調達公告】

| | | |
|--|-------|---|
| 島根県予算編成支援システム更新及び運用保守業務の調達に係る随意契約の相手方等 | （財政課） | 7 |
|--|-------|---|

告 示**島根県告示第531号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者及び同法第53条第1項の指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定により告示する。

平成30年 7 月27日

島根県知事 溝 口 善兵衛

| 事業者の名称又は氏名 | サービスの種類 | 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 指定年月日 |
|----------------|--------------|------------|--------------|--------------|
| 株式会社アイ・コンサルタント | 短期入所生活介護 | 短期入所生活介護 サ | 出雲市東林木町373番地 | 平成30年 7 月21日 |
| | 介護予防短期入所生活介護 | ンライズ北山 | | |

島根県告示第532号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新したので告示する。

平成30年 7 月27日

島根県知事 溝 口 善兵衛

| 指定自立支援医療機関 | | 自立支援医療の種類 | 更新年月日 |
|-------------|------------------|------------------------|---------------|
| 名 称 | 所 在 地 | | |
| 雲南市立病院 | 雲南市大東町飯田96-1 | 育成医療 更生医療 | 平成30年 7 月 1 日 |
| 飯南町立来島診療所 | 飯石郡飯南町野萱1826-2 | 精神通院医療 | 平成30年 7 月 1 日 |
| 山崎薬局 | 大田市大田町大田口928 | 育成医療 更生医療 精神通院医療 | 平成30年 7 月 1 日 |
| スイングおき薬局 | 隠岐郡隠岐の島町城北町355-3 | 育成医療 更生医療 精神通院医療 | 平成30年 7 月 1 日 |
| クオール薬局ポエム店 | 松江市東津田町1198-6 | 精神通院医療 | 平成30年 7 月 1 日 |
| クオール薬局南田町店 | 松江市南田町145-18 | 精神通院医療 | 平成30年 7 月 1 日 |
| クオール薬局松江春日店 | 松江市春日町365-2 | 精神通院医療 | 平成30年 7 月 1 日 |
| タカサキ薬局周布店 | 浜田市治和町イ111-5 | 育成医療 更生医療 精神通院医療 | 平成30年 7 月 1 日 |
| みかわ調剤薬局 | 浜田市内村町772-2 | 育成医療 更生医療 精神通院医療 | 平成30年 7 月 1 日 |

島根県告示第533号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の指定自立支援医療機関を次のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定により告示する。

平成30年 7 月27日

島根県知事 溝 口 善兵衛

| 指定自立支援医療機関 | | 自立支援医療の種類 | 指定年月日 |
|------------|--------------|------------------------|---------------|
| 名 称 | 所 在 地 | | |
| あんず調剤薬局 | 出雲市西神西町518-6 | 育成医療 更生医療 精神通院医療 | 平成30年 6 月 1 日 |
| 児玉医院 | 出雲市西神西町515 | 精神通院医療 | 平成30年 6 月11日 |

島根県告示第534号

農地法（昭和27年法律第229号）第43条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定により、次のとおり農地を利用する権利を設定すべき旨の裁定をしたので、同法第43条第3項の規定により告示する。

平成30年 7 月27日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 農地を利用する権利を設定すべき農地の所在、地番、地目及び面積

| 所在及び地番 | 地目 | 面積（平方メートル） |
|----------------|----|------------|
| 浜田市金城町久佐イ34番2 | 田 | 945 |
| 浜田市金城町久佐イ40番3 | 田 | 643 |
| 浜田市金城町久佐イ40番4 | 田 | 592 |
| 浜田市金城町久佐イ43番3 | 田 | 897 |
| 浜田市金城町久佐イ43番5 | 田 | 927 |
| 浜田市金城町久佐イ567番1 | 田 | 1,007 |

2 農地を利用する権利の内容等

| 内容 | 始期 | 存続期間 | 借賃に相当する補償金の額（円） |
|---------|---------------|-----------------------|-----------------|
| 水田として利用 | 平成30年 8 月 1 日 | 権利の始期から平成32年 3 月31日まで | 5,360 |

3 農地を利用する権利が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

公益財団法人しまね農業振興公社 理事長 島田 一嗣 松江市黒田町432番地1

4 農地の所有者等の情報

佐々木 千代子 愛知県豊橋市大村町字大賀里13番地

5 補償金の支払の方法

農地を利用する権利の始期までに松江地方法務局浜田支局に補償金を供託する。

島根県告示第535号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成30年 7 月27日

島根県知事 溝 口 善兵衛

安来市土地改良区

1 就任した役員の氏名及び住所

理事

田中 武夫 安来市清井町632番地
岩田 繁樹 安来市広瀬町石原294番地
佐々木吉茂 安来市伯太町西母里1377番地
永田 正満 安来市赤江町557番地
野坂 赴 安来市安来町485番地
廣野 直行 安来市切川町1055番地
金山 昇 安来市荒島町1102番地
中村 健二 安来市飯梨町309番地
作野 幸憲 安来市沢町85番地 2
角森 清住 安来市上吉田町563番地
岩崎 勉 安来市島田町1775番地
池田 功一 安来市広瀬町下山佐385番地 1
堀江 茂之 安来市広瀬町西比田509番地 6
野島 忠昭 安来市広瀬町布部1867番地
船越 健記 安来市伯太町安田中486番地
塩見 秀雄 安来市伯太町峠之内712番地
野々村正司 安来市伯太町赤屋516番地

監事

永井 功輝 安来市広瀬町東比田335番地 3
佐伯 克己 安来市赤崎町534番地 1
仲佐 正志 安来市荒島町1620番地 1
小林 彰生 安来市伯太町上小竹854番地

2 就任年月日

平成30年 7月 2日

3 退任した役員の氏名及び住所

理事

石倉 刻夷 安来市広瀬町奥田原230番地
石原 憲次 安来市伯太町下小竹427番地 2
仲井 邦義 安来市利弘町516番地
谷川 忠美 安来市大塚町1219番地
奈良井道生 安来市安来町124番地 5
大櫃 和則 安来市東赤江町338番地
永田 正満 安来市赤江町557番地
金山 昇 安来市荒島町1102番地
中村 健二 安来市飯梨町309番地
田中 武夫 安来市清井町632番地
佐伯 誠一 安来市島田町352番地 6
岩田 繁樹 安来市広瀬町石原294番地
堀江 茂之 安来市広瀬町西比田509番地 6
小林 倬大 安来市広瀬町西谷409番地 2

船越 健記 安来市伯太町安田中486番地
 佐々木吉茂 安来市伯太町西母里1377番地
 山本 智明 安来市伯太町峠之内369番地

監事

中嶋 登 安来市清瀬町145番地
 永井 功輝 安来市広瀬町東比田335番地 3
 渡部 誠 安来市飯島町597番地
 山岡 英樹 安来市伯太町峠之内51番地

島根県告示第536号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、県営土地改良事業計画を決定したので、同条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該計画に不服がある場合は、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、島根県知事に対して審査請求をすることができる。

平成30年 7 月27日

島根県知事 溝 口 善兵衛

| 事業名 | 縦覧に供する書類の名称 | 縦覧の期間 | 縦覧の場所 |
|--------------------------------------|--------------|------------|-------|
| 西谷上地区区画整理事業（県営農業競争力強化農地整備事業（農地整備事業）） | 土地改良事業計画書の写し | 告示の日から21日間 | 松江市役所 |

島根県告示第537号

次の加入区の漁業の区分については、漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第2項の規定による同意があったと認めたので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により告示する。

平成30年 7 月27日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 加入区の名称

美保関

2 加入区の区域

漁業協同組合 J F しまね美保関支所の地区の区域

3 漁業の区分

漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1091号）の漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表1の項漁業の区分欄8に掲げる漁業の区分

島根県告示第538号

次の加入区の漁業の区分については、漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第2項の規定による同意があったと認めたので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により告示する。

平成30年 7 月27日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 加入区の名称

海士町

2 加入区の区域

海士町漁業協同組合の地区の区域

3 漁業の区分

漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1091号）の漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表21の項漁業の区分欄7に掲げる漁業の区分

島根県告示第539号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、地籍調査の成果を次のとおり認証したので、同条第4項の規定により告示する。

平成30年 7 月 27 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

| 調査を行った者の名称 | 調査を行った時期 | 成果の名称 | | 調査を行った地域 | 認証年月日 |
|------------|-------------|-------|-----|----------|----------------|
| | | 地籍図 | 地籍簿 | | |
| 安来市 | 平成28年度～29年度 | 17枚 | 1冊 | 安来5 | 平成30年 7 月 20 日 |
| 安来市 | 平成28年度～29年度 | 23枚 | 1冊 | 梶福留5 | 平成30年 7 月 20 日 |

島根県告示第540号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次に掲げる土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第3項の規定により告示する。

平成30年 7 月 27 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 区域の名称 稗廻

2 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から9号までを順次に結んだ線及び標柱1号と9号を結んだ線により囲まれた区域

| 所在及び地番 | 標柱番号 |
|-----------------|-----------|
| 雲南市大東町大東1319番23 | 1号 |
| 〃 1319番5 | 2号、4号及び5号 |
| 〃 1319番16 | 3号及び9号 |
| 〃 1319番9 | 6号及び7号 |
| 〃 1319番14 | 8号 |

公 告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成30年 7 月 27 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 開発区域

安来市門生町字小門生38番1、39番、40番、40番1、41番1、43番、44番、45番1、46番1、52番3、38番1地先から46番1地先まで、40番1地先から41番1地先まで、41番1地先から52番3地先まで、43番地先から44番地先まで
面積 5,392.28平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

安来市門生町12番地3
株式会社 豊島製作所
代表取締役 豊嶋 悟

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成30年 7 月27日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 開発区域

安来市折坂町41番17
面積 456.33平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取県米子市観音寺新町一丁目13-29-203
山田 淳樹

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成30年 7 月27日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 開発区域

鹿足郡吉賀町沢田153番、153番1の一部、155番3の一部、156番の一部、165番の一部、166番の一部、167番1の一部、167番3の一部、156番地先から165番地先まで
面積 1,376.30平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鹿足郡吉賀町六日市750番地
吉賀町長 岩本 一巳

特 定 調 達 公 告

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

平成30年 7 月27日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 役務の名称及び数量
島根県予算編成支援システム更新及び運用保守業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地
島根県総務部財政課 島根県松江市殿町1番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成30年7月3日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
予算編成支援システム共同企業体 島根県松江市北陵町43番地
- 5 随意契約に係る契約金額
107,488,860円（消費税及び地方消費税を含む。）
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号の規定による。